

# 北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第715号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] [info@print.or.jp](mailto:info@print.or.jp)

12

2015

平成27年  
12月10日発行

## INDEX

印刷燦燦	3
特定個人情報(マイナンバーを含む)の漏えい事案が発生した場合の対応	4・5
HOPE(HOKKAIDO PRINT EXPO)開催概要説明会・出展社説明会開催	6
全国中小企業団体中央会組合功労者受賞者	7
「マイナンバー取扱ハンドブック」説明会開催	7
Adobeテクニカルセミナー開催	8
平成26年北海道工業統計速報	9
「未来を創るセミナー」案内	10

[表紙] 冬の洞爺湖と羊蹄山(12月:有珠郡壮瞥町)

北海道印刷工業組合

〒064-0808 札幌市中央区南8条西6丁目1036番地  
TEL.011-562-6070/FAX.011-562-6072

UD  
FONT  
by MORISAWA

100%  
古紙100%再生紙

VEGETABLE  
OIL INK

GREEN PRINTING  
P-010129  
日本印刷工業協会  
環境にやさしい印刷技術

CSR  
P-00023

この印刷物は、CSRに  
取り組む印刷会社が製作  
した印刷物です。

# 印刷 燦 燦

## はじめの一步

先日あるセミナーで、新しい事を創めるには、まず小さく動いてみる事が大事だと聞きました。

失敗しないようにじっくり計画を立てると、なかなか動き出さず、そのうちやむやになってしまうか、いざ動き出した時に上手く行かなくてもその計画に固執してしまうと。

確かに振り返ると、計画途中で止まっているものが多々あり、結果が出なければそこにかけた労力・経費・時間はマイナスのままだと反省しております。

とりあえず形にすれば良くも悪くも結果が出るので、そこから検証して、より良い方向へ成長させる方が、結果的にはリスクも少なく、失敗しても次に繋がるのではないかと思います。

商売をしている上で停滞は後退と考えています。もちろん我慢の時期はありますが、外部環境が変わらない事はないので、何もしなければ売り上げは下がるものだと思います。

特に、印刷業界は、現状維持するにも成長していく必要があるのではないのでしょうか？

その為にアイデアが出たら、まず話してみる事、そしてちょっとやってみる事、そして検証、改善しながら継続する事、そして駄目だと思ったら引く事。この辺を意識してやってみようと思います。

実際に動いてみたもので、印刷工業組合札幌支部の仲間で、4社合同カレンダーを作ってみました。きっかけは、せっかく集まっているのだから協力してなにか商品をつくれなにかという話から、カレンダーは毎日目に触れるものなので、販促効果のあるオリジナルカレンダーを作れないかという事になりました。

制作、印刷、製本、名入れと各社の得意分野を活かして、アイデアを出し合い、商品化し、来年度にはそれぞれの顧客に提案する予定です。



その手始めに自社の挨拶用カレンダーを4社合同で作り、自分たちの広告宣伝をしてみます。

4社集まるメリットとして、数量が増え1冊あたりのコストが下がり、それぞれの顧客に配るので広告範囲が広がります。顧客に仕入先がばれる等のデメリットもありますが、まずやってみようとなりました。

来年は、この結果を踏まえて、より良いものが出来るよう改善していきます。

北海道印刷工業組合理事 矢吹英俊

株式会社ホクラミ 代表取締役

# 特定個人情報（マイナンバーを含む）の漏えい事案が発生した場合の対応

## 特定個人情報保護委員会が告示

マイナンバー制度について、10月5日以降、個人番号の通知が開始された。

これを受け、マイナンバー制度を所管する特定個人情報保護委員会は、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年度特定個人情報保護委員会告示第2号）」を定めた。

**告示**では、事業者がマイナンバーを含む個人情報の漏えい事案が発生した場合の報告方法を規定しており、事業者が「個人情報取扱事業者」に該当する場合は、主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告することとされている。

印刷業は、経済産業大臣所管業種であり、「個人情報取扱事業者」がマイナンバー等の漏えいをおこした場合は、個人情報が漏えいした場合と同様に「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」に従って報告することになる。

### 1. 主務大臣に報告する場合

個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」にあたる事業者がマイナンバー等の漏えいをおこしたとき。

### 2. 特定個人情報保護委員会に報告する場合

「個人情報取扱事業者」に該当しない事業者がマイナンバー等の漏えいをおこしたとき。

3. 上記1に関わらず、マイナンバー等に関する重大事案（別掲の告示②(2)☑参照）の発生またはおそれのある場合は、直ちに特定個人情報保護委員会に報告する。

## 事業者における特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応について

### （平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）

特定個人情報保護委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「ガイドライン」という。）を平成26年12月11日に策定・公表した。

ガイドラインの「第3-6特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合」の対応において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、

別に定めることとしていたが、事業者における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、次のとおり定める。なお、ガイドラインで用いられている用語については、その例による。

**1**事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

#### (1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。

#### (2) 事実関係の調査、原因の究明

事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因の究明を行う。

#### (3) 影響範囲の特定

(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。

#### (4) 再発防止策の検討・実施

(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

#### (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

#### (6) 事実関係、再発防止策等の公表

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

2 事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれがある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。

### (1) 報告の方法

ア 個人番号又は特定個人情報の漏えいなど主務大臣のガイドライン等において報告対象となる事案の場合

事業者が個人情報取扱事業者<sup>(注1)</sup>に当たる場合、当該事業者は主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告する。この場合、報告を受けた主務大臣等<sup>(注2)</sup>又は主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣等への報告に代えて報告を受けた「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第37条第1項に規定する認定個人情報保護団体は、特定個人情報保護委員会にその旨通知する。

なお、これらの場合、主務大臣等の求めにより個人情報取扱事業者が直接特定個人情報保護委員会へ報告しても差し支えない。

(注1) 個人情報取扱事業者以外の事業者が主務大臣のガイドライン等の規定に従う場合には、当該事業者を含む。

(注2) 主務大臣のガイドライン等に報告先として規定されている個人情報保護法第51条、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）第11条の規定により事務を処理する地方公共団体の長等を含む。

イ 個人情報取扱事業者以外の事業者又は主務大臣が明らかでない個人情報取扱事業者等における個人番号又は特定個人情報の漏えいなどの事案であって、報告する主務大臣等を直ちに特定できない場合

特定個人情報保護委員会に報告する。

ロ その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合  
特定個人情報保護委員会に報告する。

### (2) 報告の時期

ア (1)アについては、主務大臣のガイドライン等の規定に従い、(1)イ及びロについては、速やかに報告するよう努める。

イ アにかかわらず、特定個人情報に関する重大事案<sup>(注)</sup>又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告する。その後、事実関係及び再発防止策等について、(1)に従い報告する。

(注) 「重大事案」とは、①情報提供等事務を実施する者の情報提供ネットワークシステムから外部に情報漏えい等があった場合（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。）、②事案における特定個人情報の本人の数が101人以上である場合、③不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、④従業員等が不正の目的で持ち出ししたり利用したりした場合、⑤その他事業者において重大事案と判断される場合を指す。

### (3) 特定個人情報保護委員会への報告を要しない場合

個人情報取扱事業者以外の事業者にあつては、次の全てに当てはまる場合は、特定個人情報保護委員会への報告を要しない。

- ① 影響の受ける可能性のある本人全てに連絡した場合（本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。）
- ② 外部に漏えいしていないと判断される場合
- ③ 従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした事案でない場合
- ④ 事実関係の調査を終了し、再発防止策を決定している場合
- ⑤ 事案における特定個人情報の本人の数が100人以下の場合

詳細は、経済産業省北海道経済産業局地域経済部情報・サービス政策課（電話011-700-2253）までお問合せいただくか、下記ホームページをご覧ください。

#### 〈特定個人情報保護委員会関係資料〉

特定個人情報保護委員会のホームページ

<http://www.ppc.go.jp>

「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」（マイナンバーの取扱いに関する事業者のためのガイドライン）

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応について

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>

#### 〈経済産業省個人情報保護関係資料〉

経済産業省個人情報保護に関するホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/privacy/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html)

経済産業分野における主務大臣のガイドライン

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/privacy/downloadfiles/1212guideline.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/1212guideline.pdf)

# HOPE開催概要説明会・出展社説明会 HOKKAIDO PRINT EXPO 開催される

HOPE (HOKKAIDO PRINT EXPO) 開催概要説明会および出展社説明会が、11月18日午後5時から札幌市中央区のかでる2・7で関係者約30人が出席して開催された。

**H** OPEはこれまで開催してきた北海道情報・印刷産業展を、新たに学びと情報提供の場として、展示とセミナーを組み合わせた内容で来年度から交替して開催される。

説明会は、最初に、主催者を代表して、板倉 清 HOPE実行委員会会長（北海道印刷工業組合理事長）から、これまで23回開催してきた北海道情報・印刷産業展からHOPEへ移行する経緯を説明した後、北海道印刷業の発展のためHOPEに臨む意気込みを語った。

次に、伊藤克義同事務局長（北海道印刷工業組合専務理事）から、「これまで、皆様の協力いただき、1993年（平成5年）から23回にわたり開催してきた『北海道情報・印刷産業展』は、新しい展開を模索することし、今年度（6月11日～13日開催）をもって終了することとし、同実行委員会を7月31日をもって発展的解散をした。今、印刷産業は、取り巻く環境が様変わりし、未曾有の転換期にあり、勝ち残っていくためには、ソリューション・プロバイダーへの深化が求められている。そのためには、ハードとソフトの両方に着眼をしていかなければならず、新しい目線で印刷産業を捉えることができるよう、学びに主眼を置いて、印刷産業が発展を遂げられるようしていかなければならない。このような状況を鑑みて、来年度から、



印刷産業展は、これまで培ってきた『北海道情報・印刷産業展』の伝統と成果を踏まえて、スタイルと内容を変えて、展示とセミナーを組み合わせた、学びと情報提供の場として、新しく『HOPE』（HOKKAIDO PRINT EXPO）として歩みを始めることとし、新たな実行委員会を10月30日に設立し、準備を進めている」と前置きし、HOPEの実行委員会組織、開催概要、セミナーの開催方法、HOPE2016の開催概要、今後のスケジュール等についての説明が行われた。

つづいて、岸 昌洋同実行委員長（北海道印刷工業組合副理事長）から、「HOPE2016は出展される皆様が、主催者になり機器等の出展ならびにセミナーを開催していただき、北海道印刷業界を盛り上げて行ってほしい」と希望した。

# 全国中小企業団体中央会組合功労者表彰 おめでとうございます



板倉 清氏

第67回中小企業団体全国大会が、11月20日午後1時30分から、沖縄県宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開催され、板倉 清氏が、これまでの中小企業振興の功績が認められ、全国中小企業団体中央会会長から組合功労者表彰を受けた。

北海道印刷工業組合理事長  
株式会社アイテックサプライ代表取締役  
札幌支部

## 「マイナンバー取扱ハンドブック」説明会開催

### 中小印刷業に特化したマイナンバーの取り扱い

「マイナンバー取扱ハンドブック」説明会が、11月18日午後1時30分から札幌市中央区のかでる2・7で、講師に一般社団法人日本印刷産業連合会プライバシーマーク審査センターの清山曜二氏を迎え、20人が参加して開催された。

一般社団法人日本印刷産業連合会は、このたび、税と社会保障の共通番号（マイナンバー）の取り扱い方法を解説した「マイナンバー取扱ハンドブック」を発刊した。

同書は、必要な帳票の雛形をデータで提供しており、各企業が独自に様式を設計する手間がなくなり、業務負担が大幅に減らせるようになっている。



当日は、清山講師から、同書にある①特定個人情報の適正取扱マニュアル、②特定個人情報安全管理基準、③特定個人情報の適正取り扱いマニュアルについて詳細な解説と同書の上手な使い方について説明が行われた。

さらに、中小印刷業に特化したマイナンバーの取り扱いについての説明が行われた。

# Adobeテクニカルセミナー秋の陣 開催される

## Adobe Creative Cloudの最新機能を習得

Adobeテクニカルセミナー秋の陣が、11月7日午後1時から札幌市中央区のホテルノースシティで、講師にアドビシステムズ株式会社デジタルメディア営業統括本部シニアビジネスデベロップメントマネージャーの近藤祐爾氏を迎え、「Adobe Creative Cloudについて」をテーマに15人が参加して開催された。



岸 昌洋  
教育・研修事業委員長

冒頭、岸 昌洋 教育・研修事業委員長が、「今日はAdobeにお越しいただきテクニカルセミナーということで開催する。皆さんご存知のとおり我々印刷業界は組版にしてもデザインにしてもAdobeのアプリケーションを使って仕事をしている。

一番大事なのは我々のお客さんがAdobeのアプリケーションを使って、お客さんの方が詳しいということもある。そうはならないように今日はしっかり勉強してほしい」とあいさつを述べた。

次に、全印工連の抜井諒一氏から、「全印工連特別ライセンスプログラム事業について」の説明が行われた。

つづいて、アドビシステムズ(株)の近藤祐爾氏から、Creative Cloudの基礎知識およびDTP関連ツールについて紹介が行われた。

さらに、Illustrator、Photoshop、InDesignを中心に最新機能はじめ、一般のセミナーではあまり紹介されない互換性に関する情報、出力に関する情報についての詳細な説明が行われた。



講師  
近藤祐爾氏



# 平成26年北海道工業統計速報発表される

印刷・同関連業出荷額1,072億5百万円、前年比▲12.8%

平成26年北海道工業統計（4人以上の事業所）の速報値が、このほど、北海道総合政策部統計課から発表になった。

印刷・同関連業の出荷額は、1,072億5百万円で前年比▲12.8%と大きく落ち込んだ。

平成26年北海道工業統計速報値では、北海道の製造業の全産業で、事業所数が5,429事業所で前年に比べ167事業所が減少（▲3.0%）している。従業者数は16万3,252人で前年に比べ2,793人が減少（▲1.7%）している。製造品出荷額は6兆6,313億98百万円で、前年に比べ2,462億51百万円が増加（3.9%）している。

平成26年の北海道の印刷・同関連業は、事業所数は353社で前年に比べ17事業所が減少（▲4.6%）している。従業者数は6,834人で前年に比べ1,021人が減少（▲13.0%）している。製造品出荷額は1,072億5百万円で前年に比べ156億74百万円が減少（▲12.8%）している。

北海道工業統計（印刷・同関連業）

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	事業所	前年比 (%)	人	前年比 (%)	百万円	前年比 (%)
平成26年	353	95.4	6,834	87.0	107,205	87.2
平成25年	370	98.6	7,855	101.6	122,879	102.2
平成24年	375	88.7	7,724	108.0	120,167	110.4
平成23年	423	103.9	7,154	89.7	108,854	※85.7
平成22年	407	96.6	7,973	97.6	126,776	96.7
平成21年	421	88.8	8,162	88.3	130,986	89.4
平成20年	474	96.1	9,243	94.1	146,374	89.8
平成19年	493	91.8	9,827	98.4	162,878	98.3
平成18年	537	92.9	9,985	95.5	165,645	94.6
平成17年	578	96.6	10,449	97.6	175,062	104.6
平成16年	598	89.5	10,699	96.3	167,323	96.5
平成15年	634	104.4	11,110	97.9	173,286	99.5
平成14年	625		11,347		173,995	

※平成23年は経済センサス調査



## 平成28年新春経営者研修会

# 「未来を創るセミナー」のご案内

### ～破壊されない印刷の未来へ～

北海道印刷工業組合は、話題の著書となっている「未来を破壊する」および「未来を創る」の日本語訳を担ったライター・レイター代表の山下潤一郎氏を講師に招き、経営者研修会として「未来を創るセミナー」を開催する。

アメリカの著名なコンサルタントであるジョー・ウェブ博士と著述家のリチャード・ロマノ氏の著した「未来を破壊する」は、2012年に日本語版が出版され、印刷ビジネスに携わる人たちのなかで話題になった。その続編が、今年4月、「未来を創る」として日本語版が出版された。

同書では、印刷物はかつてのように唯一無二のメディアではなくなり、デジタルメディアが効果測定可能なツールとして優位に立っているが、実は印刷物も効果測定ができ、印刷物の「未来を創る」キーワードは「マーケティングオートメーション」であるとし、印刷業界にとって無縁に思えるマーケティング用語が印刷の未来に深く関係することが詳しく解説されている。

前著の「未来を破壊する」が“問題提起”であっ

たのに対し、「未来を創る」はその“解決編”で、このままでは決して明るくない未来を破壊し、明るいものに変えていく内容となっており、印刷業界を取り巻く経営環境が急速に変化する現代において、どのような方向で経営マインドのチェンジを図っていくべきかにスポットを当て、印刷会社経営層必読の書と話題になっている。

セミナーでは、同書のポイントとキーワードそして最終到達点などを詳しく解説するとともに9月に開催されたIGAS2015での最新技術、ソリューションなどから印刷業界の未来について展望を行うことになっている。



- |            |   |
|------------|---|
| 1. 日 時     | 平成28年1月8日(金) 午後2時45分～午後4時15分  |
| 2. 会 場     | 札幌グランドホテル (札幌市中央区北1条西4丁目 電話011-261-3311)                              |
| 3. テー マ    | 「印刷の未来を創る —THIS POINT FORWARD—」 ～破壊されない印刷の未来へ～                        |
| 4. 講 師     | ライター・レイター代表 山下潤一郎氏  |
| 5. 受 講 料   | 北海道印刷工業組合組合員・賛助会員2,000円 左記以外4,000円<br>下記口座へ12月21日までに振り込む(振込手数料は受講者負担) |
| 6. 受講料支払   | 北洋銀行 東屯田支店 普通預金 0212497 / 北海道銀行 本店 普通預金 1169217<br>口座名: 北海道印刷工業組合     |
| 7. 定 員     | 80人   |
| 8. 申 込 期 日 | 平成27年12月21日(月) [申込先着順で定員になり次第締め切る]                                    |

講師紹介 山下潤一郎氏

ライター・レイター代表

1968年生まれ。静岡県出身。国際基督教大学卒。米国系戦略系経営コンサルティング会社、欧州系通信機器メーカー・国内インターネットサービス企業の市場調査部門、米国系デジタル印刷市場調査会社などを経て、長期利益を実現する新規印刷サービスの立ち上げや印刷会社の戦略立案・実践を専門とするコンサルティング会社、ライター・レイターを設立。コンサルティングサービスの提供に加え、「ライター・レイター・ニュース」の発行、印刷市場の調査・分析なども行っている。



受講申込は、<http://www.print.or.jp>からできます。

北海道情報・印刷産業展が

# HOPE

## HOKKAIDO PRINT EXPO

に生まれ変わります。

これまで、皆様にご協力いただき、1993年（平成5年）から23回にわたり開催して参りました

「北海道情報・印刷産業展」は、新しい展開を模索することとし、  
今年度（6月11日～13日開催）をもって終了することにしました。

今、印刷産業は、取り巻く環境が様変わりし、未曾有の転換期にあり、  
勝ち残っていくためには、ソリューション・プロバイダーへの深化が求められています。

そのためには、ハードとソフトの両方に着眼をしていかなければならず、  
新しい目線で印刷産業を捉えることができるよう、学びに主眼を置いて、  
印刷産業が発展を遂げられるようしていかなければなりません。

このような状況を鑑みまして、来年度から印刷産業展は、  
これまで培って参りました「北海道情報・印刷産業展」の伝統と成果を踏まえて、  
スタイルと内容を変えて、展示とセミナーを組み合わせ、学びと情報提供の場として、  
新しく「HOPE」（HOKKAIDO PRINT EXPO）として歩みを始めることとしました。

### HOPE2016 開催概要

HOKKAIDO PRINT EXPO

名 称	HOPE2016(HOKKAIDO PRINT EXPO2016)					
主 催	HOPE実行委員会					
後 援 (予 定)	経済産業省北海道経済産業局／北海道／札幌市					
協 賛 (予 定)	(株)日本印刷新聞社／(株)印刷出版研究所／ニュープリンティング(株)					
日 時	9月2日(金)・3日(土) 10:00～17:00					
会 場	アクセスサッポロ（札幌市白石区流通センター4丁目3番55号）					
展 示	Dホール					
セ ミ ナ ー		会場名	収容人員	10:30～12:00	13:00～14:30	15:00～16:30
	9月2日(金)	小 展 示 場	120	基 調 講 演	①	②
		研 修 室 A	80		③	④
		レセプションホール	80		⑤	⑥
	9月3日(土)	小 展 示 場	120	主 催 者 セ ミ ナ ー	⑦	⑧
		研 修 室 A	80		⑨	⑩
レセプションホール		80	⑪		⑫	